

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 9月10日
【会社名】	川崎汽船株式会社
【英訳名】	Kawasaki Kisen Kaisha, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 朝倉 次郎
【本店の所在の場所】	神戸市中央区海岸通 8 番
【電話番号】	078(325)8727 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	神戸総務グループ長 田辺 賢洋
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町二丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03(3595)5608 (ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	財務グループ長 谷岡 弘茂
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成25年 3月 1 日
【発行登録書の効力発生日】	平成25年 3月 9 日
【発行登録書の有効期限】	平成27年 3月 8 日
【発行登録番号】	25 - 関東20
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 50,000百万円
【発行可能額】	50,000百万円 (50,000百万円) (注) 発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成25年 9月10日(提出日)である。
【提出理由】	臨時報告書(金融商品取引法第24条の5 第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定による)を平成25年 9月10日付けで関東財務局長に提出した。この臨時報告書の提出により、当該書類を平成25年 3月 1日に提出した発行登録書の参照書類とする。

【縦覧に供する場所】

川崎汽船株式会社本社
(東京都千代田区内幸町二丁目1番1号)
川崎汽船株式会社名古屋支店
(名古屋市中村区那古野一丁目47番1号)
川崎汽船株式会社関西支店
(神戸市中央区栄町通一丁目2番7号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

【訂正内容】

表紙提出理由記載のとおり